

日本スポーツマスターズ 2017 サッカー競技 関東予選会要項

1. 名 称 日本スポーツマスターズ 2017 サッカー競技 関東予選会
2. 主 催 (一社) 関東サッカー協会、関東社会人サッカー連盟
3. 主 管 埼玉県社会人サッカー連盟
4. 開催期日 平成 29 年 2 月 11 日 (土)、12 日 (日)
7. 会 場 熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」人工芝グラウンド
〒360-0811 埼玉県熊谷市原島 315 番地
電話 : 048-525-6000
8. 参加資格、年齢基準及び所属都県
日本在住者で、1982 年 (昭和 57 年) 4 月 1 日以前生まれの当該年度 (公財) 日本サッカー協会に加盟・登録された選手によって構成されたチームであり、選手は以下の資格を満たす者。
 - (1) 所属都県は、下記のいずれかを選択することができる。
 - ① 移住地を示す現住所が位置する都県
 - ② 勤務地が位置する都県
 - ③ (公財) 日本サッカー協会に登録したチームの所属都県
 - (2) 第 72 回国民体育大会サッカー競技会 (都道府県大会、ブロック大会を除く) に選手として参加する者は、日本スポーツマスターズ 2017 サッカー競技会に選手として出場することはできない。
 - (3) 都道府県大会に参加した選手は、他の県から参加することはできない。
 - (4) 監督は、(公財) 日本サッカー協会公認コーチ (C、B、A、S 級) の資格を有する者とする。
 - (5) (公財) 日本サッカー協会発行の選手証 (写真を貼付したもの) を持参すること。ただし電子登録証 (写真が登録されたもの) が確認出来る場合は出場を認めるものとする。
 - (6) 選手資格に疑義のある場合は、あらかじめ所属都県社会人サッカー連盟の意見を求める。なお、疑いのある場合には関東社会人サッカー連盟理事会がこれを裁定する。
9. 代表資格
代表チーム数は 2 チームとし、代表となったチームは日本スポーツマスターズ 2017 サッカー競技会 (開催地 : 兵庫県) に参加する義務を負う。
10. 参加チーム数、参加チーム
参加チーム数は各都県 1 チームの合計 8 チーム。
原則として平成 29 年 1 月 31 日 (火) までに各都県において参加チームを決定する。

11. 競技方法

- (1) 前項の都県により選出された8チームを2つのブロックに分けてトーナメント方式で代表チームを決定する。
- (2) 試合時間 60分(前・後半30分)
- (3) ハーフタイムのインターバル: 10分(前半終了から後半開始まで)
- (4) 試合の勝者を決定する方法(上記時間内で勝敗が決定しない場合)PK方式により勝敗を決定する。

12. 競技規則

大会実施年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。但し、以下の項目については本大会規定を定める。

- (1) 大会出場可能人員数: 本大会参加申し込みした最大20名とする。
- (2) 交代を行う事が出来る数: 9名以内
- (3) ベンチ入り人数: 15名(交代要員9名、役員6名)
- (4) チームベンチ: ピッチ上本部からフィールドに向かって
左側・・・対戦表の左に記載されているチーム
右側・・・対戦表の右に記載されているチーム
- (5) アディショナルタイムの表示: 実施する。
- (6) テクニカルエリア: 設置する。(その都度ただ1人の役員のみがテクニカルエリアから戦術的指示を伝えることができる。監督およびその他テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。)
- (7) 競技者の用具(ユニフォーム)
 - ① ユニフォームについては正副2色(シャツ・ショーツ・ストッキング、GK用共)とし、参加申込書に記入すること。
 - ② ユニフォーム・シャツの色彩は、審判員が着用する黒又は同系色(紺など)を用いることはできない。尚、ショーツ・ストッキングについては、この限りではない。
 - ③ 選手番号については、整数の1から99を使用し、0は認めない。日本サッカー協会への登録選手数が100名以上の場合に限り、100以上の番号を認める。
 - ④ ユニフォームの色、選手番号の参加申込み以後の変更は認めない。
 - ⑤ ユニフォーム広告については、日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づき承認された場合のみ許可する。
 - ⑥ ショーツの選手番号については付けることが望ましい。
 - ⑦ ユニフォームに他のチーム(各国代表、プロクラブチーム等)のエンブレム等が付いているものは着用できない。
 - ⑧ その他の事項については日本サッカー協会ユニフォーム規程に則る。
- (8) 第4の審判員: 任命する。

- (9) 負傷した競技者の対応：主審が認めた場合のみ、最大 2 名ピッチへの入場を許可される。
- (10) 懲罰について下記のとおりとする。
- ①本大会にて退場を命じられた選手は、次の試合に出場できず、それ以降の処置については本大会の規律・フェアプレー委員会で決定する。
 - ②本大会期間中、警告を 2 回受けた者は、次の 1 試合に出場できない。
- (11) 競技規則第 4 条を厳守し、競技者の安全のために、一切の装身具の着用を禁止し装身具を覆うテープの使用も不可とする。

13. 参加申込

- (1) 選手の参加申込み人員は、各チーム選手 20 名を最大とし、監督が選手として出場する場合はこれに含まれていなければならない。役員は 6 名を最大とする。
- (2) 参加チームは、配布した所定の様式により「大会参加申込書」を作成し、書類一式を関東社会人サッカー連盟宛に、平成 平成 29 年 2 月 2 日（木）までに郵送のうえ、E メールにてデータ（エクセル形式）を送信すること。

〔送付先〕

関東社会人サッカー連盟

常任理事 鈴木 篤 宛

E-mail : a.suzuki.tfa@y4.dion.ne.jp

14. 試合組合せ 関東社会人サッカー連盟が決定する。
15. 経 費 大会参加に要する経費は、参加者負担とする。
- ※試合運営に関する経費は関東社会人サッカー連盟負担とする。
16. 保険、傷害
- ①参加選手は、スポーツ傷害保険に加入していること。
 - ②傷害等の処理は、自チームの責任において処理すること。

17. その他

- ①試合開始 70 分前に MCM を実施するので、チームの責任を負える代表者 1 名がユニフォーム（正・副）と選手証及び試合メンバー表 1 部を持参して出席すること。
- ②本大会開催に先立ちまして、公式試合での懲罰処分が未消化の選手・役員の調査を各都県社会人サッカー連盟の御協力を御願い致します。付きましては、本大会の初戦に於いて該当者が所属するチームに関しては必ず懲罰処分報告書及び懲罰処分の「通告書」写しの提出を御願いします。